

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

財政援助団体等監査（監査基準第2条第1項第3号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第3委員会室

日 程：9月30日（火）

3 監査実施期間

令和7年8月18日から令和7年9月29日まで

4 監査の概要

（1）対象団体

ア 出資団体（3）

- ・一般財団法人富山勤労総合福祉センター

所 管：商工労政課

- ・株式会社八尾サービス

所 管：農林事務所農業振興課

- ・公益財団法人富山市学校給食会

所 管：学校保健課

イ 指定管理者（7）

- ・社会福祉法人わかくさ福祉会

対象施設：富山市立神保児童館

所 管：こども支援課

- ・社会福祉法人富山市桜谷福祉会

対象施設：富山市恵光学園（分室：こども発達支援室含む）

所 管：こども健康課

- ・株式会社あおぎの

- 対象施設：富山霊園富山市斎場
所 管：環境保全課
- ・富山県中小企業団体中央会
対象施設：とやまインキュベータ・オフィス
富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地
富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター
所 管：商工労政課、企業立地課
- ・株式会社八尾サービス
対象施設：富山市八尾パインパーク、富山市八尾サンパーク、富山市八尾
ゆめの森交流施設、八尾地域の都市公園（41箇所）、
富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館、
富山市久婦須川ダム周辺広場
所 管：農林事務所農業振興課、土木事務所建設課
- ・特定非営利活動法人きんたろう倶楽部
対象施設：富山市くれは山荘
所 管：公園緑地課
- ・大沢野 Sports&Parks 共同企業体
対象施設：大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園
大沢野中学校跡地公園、大沢野中央公園
所 管：土木事務所建設課

（２）対象期間

令和６年度

（３）対象事務

令和６年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に
対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

（４）着眼点

財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査については、全国都市監
査委員会が定める実務ガイドラインの「財政援助団体等監査の着眼点」に沿っ
て実施した。

５ 監査の主な実施内容

地方自治法第１９９条第７項の規定により、当該普通地方公共団体が出資して
いるもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第２４４条の２
第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務
の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査によ

る関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

また、併せて地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、公の施設の管理状況についても監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 出資団体監査

ア 一般財団法人富山勤労総合福祉センター

(ア) 団体の文書管理規定において、施行する一般文書には、職印使用簿に必要事項を記載して職印を押さなければならないとされているところ、当該使用簿に記載することなく、職印を押印しているものが見受けられたため、改善を図られたい。

(イ) 時間外勤務手当及び夜間勤務手当について、1時間未満の端数が生じた場合、その端数が30分以上のときは1時間として計算すべきところ、この処理を誤った結果、過大支給又は過小支給となっているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

イ 株式会社八尾サービス

(ア) 団体の会計規程において、預金については毎月末、取引金融機関による残高証明書により有高と関係帳簿を照合しなくてはならないとされているところ、年度末のみの照合となっていたため、改善を図られたい。

ウ 公益財団法人富山市学校給食会

(ア) 団体の処務規程において、1件300万円以上の物件の調達に係る支出負担行為及び支出命令については理事長の決裁とされているところ、常務理事の決裁としているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

(イ) 休日に勤務を命じる場合、正規の勤務時間中に勤務した時間に対しては休日給を支給し、その他の時間に対しては超過勤務手当を支給すべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。

(2) 指定管理者監査

ア 社会福祉法人わかき福祉会

(ア) 令和7年度分の管理業務計画書が提出されていなかったため、改善を図られたい。

イ 社会福祉法人富山市桜谷福祉会

- (ア) 市から貸与されている備品について、指定管理者は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失やき損等が確認された場合は、速やかに市に報告することとされているが、備品（感覚統合用トランポリン）のき損が確認された時に市に報告することなく廃棄していたため、改善を図られたい。
- (イ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図られたい。

ウ 株式会社あおぎの

- (ア) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図られたい。

エ 富山県中小企業団体中央会

- (ア) 指定管理業務である講演会を開催するため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターを使用していたが、研修センターの使用申請を行っておらず、使用承認を受けずに使用していたため、改善を図られたい。
- (イ) 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターの使用承認について、使用者に使用承認書の原本を交付せず、使用承認書の写しを交付していたため、改善を図られたい。
- (ウ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図られたい。
- (エ) 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地の使用料の徴収において、毎月末日と定められている納付期限までに使用料を納付していない使用者に対し、すみやかに督促、徴収を行っていなかったため、改善を図られたい。
- (オ) 指定管理業務である講演会を開催するため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターを使用したときに、使用料の減免申請を行っていなかったため、改善を図られたい。

オ 株式会社八尾サービス

- (ア) 施設の使用承認について、条例等に基づいた手続が行われていなかったため、改善を図られたい。
 - a 八尾ゆめの森交流施設の宿泊室、中山間地活性化施設、バーベキュー広場の使用の承認を受けようとする者は、指定管理者に「富山市八尾ゆめの森交流施設使用承認申請書」を提出し、指定管理者は施設の使用を承認したときは、「富山市八尾ゆめの森交流施設使用承認書」を交付することとされている。しかし、宿泊室においては、宿泊予約サイトなどでの宿泊申し

込みを受け付けたことにより使用を承認し、バーベキュー広場については電話等での申し込みを受付簿に記載することで使用を承認し、中山間地活性化施設については使用を承認したときは使用承認申請書に領収印を押印した写しを交付していた。

b 八尾パインパーク及び八尾サンパークの使用の承認を受けようとする者は、指定管理者に「富山市農村環境改善センター等施設使用承認申請書」を提出し、指定管理者は施設の使用を承認したときは、「富山市農村環境改善センター等施設使用承認書」を交付することとされている。しかし、規則で定められた申請書及び承認書の様式を使用しておらず、「パインパーク・サンパーク・西山公園使用承認（変更・取消）申請兼許可書」により使用の申請を受け付け、また、使用を承認するときは申請兼許可書に受付印を押印した写しを交付していた。

c 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館研修室の使用の承認を受けようとする者は、「富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用承認申請書」を指定管理者に提出しなければならないとされているが富山市長宛の使用承認申請兼許可書を受け付けており、また、施設の使用を承認したときは使用承認書を交付するものとするとしているが、提出された使用承認申請書兼許可書に受付印を押印した写しを交付していた。

d 富山市久婦須川ダム周辺広場休憩棟の使用の承認を受けようとする者は、「富山市久婦須川ダム周辺広場休憩棟使用承認申請書」を指定管理者に提出しなければならないとされている。しかし、規則で定められた申請書を使用しておらず、「里山広場休憩棟施設使用承認申請兼許可書」により使用の申請を受け付けていた。

(イ) 都市公園の行為許可の手續について、条例等に基づいた手續が行われていなかったため、改善を図られたい。

a 富山市都市公園条例第2条に掲げる行為をしようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、富山市長宛の行為許可申請書を受け付けており、また、申請書を受理したときは、速やかに許可又は不許可を決定し、許可書又は不許可の旨の文書を交付するものとされているが、行為許可申請書に受付印を押印した写しを交付することで許可を行っていた。

b 都市公園である西山公園の施設を使用させる場合は、都市公園条例に定められた行為許可の手續を行わなければならないところ、「パインパーク・サンパーク・西山公園使用承認（変更・取消）申請兼許可書」を提出させ、使用させていた。

(ウ) 条例に定められた休館日や使用時間を変更する場合は、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができるが、市長の承認を得る手續を行うことなく、変更していたため、改善を図られたい。

- a 八尾ゆめの森ゆうゆう館の中山間地活性化施設について使用時間は午前 9 時から午後 10 時までとされているが、午前 8 時 30 分からの利用について申請を受けたときに、使用時間の変更について市長の承認を得る手続を行わずに使用を承認していた。
 - b 八尾ゆめの森こども元気村について、使用時間は午前 9 時から午後 5 時まで、休館日は水曜日（休日にあたるときはその翌日）とされているが、冬期間（12 月から 3 月）は全て休館日としており、また、こども元気村に置かれる施設であるバーベキュー広場については使用時間を 10 時から 15 時までとしていた。
 - c 八尾パインパークの使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとされているが、午後 6 時までの使用の申請があったときに、使用時間の変更について市長の承認を得る手続を行わずに使用を承認していた。
- (エ) 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館において、自主事業として、展示コーナーのスペースを販売会会場として第三者に使用させ、売上金額の 1 割を指定管理者の収入としているが、行政財産の使用許可について申請を行っていなかったため、改善を図りたい。
- (オ) 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館研修室の使用申請を受けたときに、既に他の団体の使用を承認していたことから、条例で使用承認の手続が定められていない展示コーナーを利用させていたが、研修室の使用として申請書を提出させ、使用料を徴収していたため、改善を図りたい。
- (カ) 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館において、市から貸与されている備品について、指定管理者は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失やき損等が確認された場合は、速やかに市に報告することとされているが、物品（階段式踏み台）のき損が確認された時に市に報告することなく廃棄していたため、改善を図りたい。
- (キ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、八尾地域都市公園、神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館及び久婦須川ダム周辺広場の指定管理業務を第三者に再委託する際、書面による承諾を得ていなかったため、改善を図りたい。

カ 特定非営利活動法人きんたろう倶楽部

- (ア)「富山市くれは山荘之印」を作成し、領収書に押印していたため、改善を図りたい。

(3) 公の施設の管理状況

ア こども支援課（社会福祉法人わかき福祉会）

- (ア) 令和 7 年度分の管理業務計画書を提出させていなかったため、改善を図りたい。

イ こども健康課（社会福祉法人富山市桜谷福祉会）

- （ア）市が貸与している備品について、現物確認や使用状況の把握等を行っておらず、き損により使用不可となっているもの（感覚統合用トランポリン）を貸与したままにしていたため、改善を図られたい。
- （イ）指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
- （ウ）管理業務計画書について、基本協定書に定める期日までに市へ提出するよう指導を行っておらず、また、提出された管理業務計画書について、文書管理システムによる収受及び承諾にかかる起案が行われていなかったため、改善を図られたい。
- （エ）地方自治法第 210 条の規定による総計予算主義の原則に基づき、施設の使用料は歳入とし、事業にかかる委託料は歳出として計上すべきところ、歳入歳出予算を計上せず、施設の使用料を指定管理者の収入としており、また、事業にかかる委託料の支出も行っていなかったため、改善を図られたい。

ウ 環境保全課（株式会社あおぎの）

- （ア）指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

エ 商工労政課（富山県中小企業団体中央会）

- （ア）指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

オ 企業立地課（富山県中小企業団体中央会）

- （ア）指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
- （イ）富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターの使用料の減免について、指定管理者が研修センターを使用した際に使用料の減免申請書を提出させておらず、減免の承認をせずに使用料を全額減免していたため、改善を図られたい。

カ 農林事務所農業振興課（株式会社八尾サービス）

- （ア）施設に定められた休館日や使用時間を変更する場合は、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することが

できるとされているが、市長の承認を得る手続を行うことなく、変更させていたため、改善を図られたい。

(イ) 富山市八尾ゆめの森交流施設業務別仕様書に「特産物等販売管理に関する業務」及び「体験教室等運営に関する業務」が記載されていることから、指定管理業務として特産物等の販売や体験教室を実施しているが、それらの業務の実施に伴う販売手数料や教室受講料の取扱いについて仕様書に定めがないにもかかわらず、指定管理者の収入とさせていたため、改善を図られたい。

(ウ) 条例において、富山市八尾パインパークには「バレーボールコート」を置くこととされているが、当該施設は現存していなかったため、改善を図られたい。

キ 農林事務所農業振興課及び行政経営課（株式会社八尾サービス）

(ア) 条例には八尾ゆめの森交流施設に設置する施設として食堂が位置付けられており、従来は食堂の運営を指定管理業務として実施してきたが、市の指示により令和6年度からは自主事業としており、条例との整合性が図られていない状態となっていたため、改善を図られたい。

ク 土木事務所建設課（株式会社八尾サービス）

(ア) 都市公園である西山公園の施設を使用させる場合は、都市公園条例に定められた行為許可の手続を行わなければならないことについて、指定管理者に指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

(イ) 八尾地域都市公園、神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館及び久婦須川ダム周辺広場について、指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。

(ウ) 業務別仕様書において、「物品販売管理に関する業務」が記載されていることから、指定管理業務として特産物の販売を行っているが、それらの業務の実施に伴う販売手数料の取扱いについて仕様書に定めがないにもかかわらず、指定管理者の収入とさせていたため、改善を図られたい。

(エ) 自主事業として展示コーナーのスペースを販売会会場として第三者に使用させ、売上金額の1割を指定管理者の収入としているが、指定管理者に行政財産の使用許可について申請を行うよう指導しておらず、使用許可にかかる手続を行っていなかったため、改善を図られたい。

(オ) 指定管理の更新のときに、貸与物品の状況について現物確認を行っておらず、既になく物品（階段式踏み台）を指定管理業務仕様書の貸与物品一覧に記載していたため、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 公の施設の管理状況

ア こども支援課及び生涯学習課（社会福祉法人わかき福祉会）

- (ア) 神保公民館内の多目的ホールは、他の者に対する使用の許可のない時間帯については、児童館を利用する児童が自由に使用している状態であるが、このような状況が、所管課である生涯学習課においては把握されておらず、児童館の所管課であるこども支援課との間で情報の共有や施設管理上の取り決めが行われていないことから、こども支援課及び生涯学習課においてその取扱いについて整理されたい。

イ こども健康課（社会福祉法人富山市桜谷福祉会）

- (ア) 通所サービス事業だけでなく、訪問支援事業など多岐にわたる事業を指定管理業務に位置付けているが、条例に定められた施設の設置目的に照らし、それぞれの事業について、指定管理業務とすることが適切であるか整理されたい。

ウ 行政経営課（社会福祉法人富山市桜谷福祉会）

- (ア) 富山市恵光学園において、条例には利用料金制であることが規定されていないにもかかわらず、施設の使用料を指定管理者の収入としていた。施設所管課において指定管理者制度が適切に運用されるよう、制度所管課として各施設における業務実施状況の把握及び管理に努められたい。

エ 農林事務所農業振興課及び土木事務所建設課（株式会社八尾サービス）

- (ア) 八尾サンパーク及び八尾地域の都市公園に設置される遊具の点検について、利用者の安全確保のための重要な業務であることから、指定管理者が第三者に委託している業務の実施状況が法令や国土交通省の指針の水準を満たすものであるか、十分に確認されたい。

オ 農林事務所農業振興課、土木事務所建設課、行政経営課及び文書法務課（株式会社八尾サービス）

- (ア) 今回の指定管理者監査において、施設の使用承認の手続や自主事業の実施等について、条例や協定書に基づかない運用を行っている事例が多数見受けられ、これらの事例を鑑みると、現在の指定管理者に公の施設を管理する者としての適性があるのか検討が必要であると考えられる。一方で、施設利用者の利便性の確保や円滑な施設運営という観点からは、根本的な条例の見直しが相当の期間なされていないなか、施設の実態と条例が乖離している状態であったことから、条例改正も視野に入れた対応が必要であると考えられる。
- また、八尾ゆめの森ゆうゆう館については、条例において、宿泊室、食堂、

特産物販売コーナー、浴室等を設置することとされており、これらの施設は全てゆうゆう館の設置目的を達成するために必要で不可分な機能を有する施設であるにもかかわらず、令和6年度より食堂の運営を自主事業とさせることは、条例の定めたゆうゆう館の設置目的から逸脱した運用と言わざるを得ない状態となっている。

今後は、指定管理者による管理業務の状況を把握した上で必要な指導を行い、法令に基づいた適切な施設管理ができるよう対応するとともに、公の施設としてのあり方も含め、施設の管理方法について検討されたい。